

【市関係の主な手続き】

区分	件名	該当者	手続き等	現在の問い合わせ先
戸籍等	印鑑登録証	登録者	住所変更の手続きは必要ありません。合併後、証明書交付の際に、新市の登録証に交換します。	二ツ井町町民課 TEL 73-2114 能代市市民課 TEL 89-2133
	外国人登録証	登録者	住所変更の手続きは必要ありません。合併後、最初の申請の際に登録証の裏面に変更記載をします。	
	住民基本台帳カード	交付を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。合併後、来庁の際にカードの裏面に変更記載をします。	
国民健康保険	国民健康保険被保険者証	被保険者	住所変更の手続きは必要ありません。合併前に新しい証書等を送付します。3月21日から医療機関で受診する場合は、必ず新しい被保険者証等を提示してください。	二ツ井町町民課 TEL 73-2114 能代市国保年金課 TEL 89-2166
	国民健康保険退職被保険者証			
	国民健康保険高齢受給者証	受給者		
	国民健康保険標準負担額減額認定証	認定者		
	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	受療者		
老人保健	老人保健法医療受給者証	受給者		
	老人保健特定疾病療養受療証	受療者		
	老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	認定者		
医療助成	福祉医療費受給者証	受給者		
介護保険	介護保険被保険者証	被保険者	住所変更の手続きは必要ありません。新しい証書等を送付しますので、以前に交付された証書等を来庁の際に窓口へお届けください。	二ツ井町福祉保健課 TEL 73-5500 能代市長寿健康課 TEL 89-2157
	介護保険負担限度額認定証			
	介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証）	認定者		
	介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証）			
	介護保険サービス利用者負担軽減確認証			
障害者関連	身体障害者手帳	交付を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望する人は、合併後に手続きをしてください。	二ツ井町福祉保健課 TEL 73-5500 能代市福祉課 TEL 89-2153
	療育手帳			
	精神障害者保健福祉手帳	受給者	住所変更の手続きは必要ありません。	
	支援費制度受給者証			
精神障害者通院医療費公費負担患者票	手帳の交付を受けている人			
子育て	母子健康手帳	交付を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。	二ツ井町福祉保健課 TEL 73-5500 能代市長寿健康課 TEL 89-2159
	児童手当	受給者	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に新しい住所になります。	二ツ井町福祉保健課 TEL 73-5500 能代市福祉課 TEL 89-2153
	児童扶養手当証書	受給者	住所変更の手続きは必要ありません。	
	特別児童扶養手当証書	受給者		
農業者年金	農業者年金証書	交付を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。現在持っている証書はそのまま使用できます。	二ツ井町農業委員会事務局 TEL 73-4516 能代市農業委員会事務局 TEL 89-2936
	農業者年金被保険者証			
原付バイクと小型特殊自動車	原動機付自転車（125cc以下のバイク）・小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）と交付証明書	交付を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。現在発行の標識（ナンバープレート）を新市発行の標識とみなして使用します。なお、合併後の新規登録から新市の標識となります。	二ツ井町町民課 TEL 73-2114 能代市税務課 TEL 89-2126

何か手続きは必要ですか？

3月21日に新「能代市」が誕生します。これに伴って、住民の皆さんが市役所などで何か特別な手続きを行う必要があるのでしょうか？

戸籍など各区分ごとに、上の表に内容をまとめましたので、参考にしてください。郵便番号や電話番号の変更はありません。また、合併前に被保険者証などが送付されるものもあります。

現在、能代市二ツ井町合併協議会で「暮らしのガイドブック」を作成中です。合併に伴う住所表示の変更、主な手続き、新たな行政組織や各課の配置、住民の生活に関する制度・業務などについてまとめています。3月上旬ごろには、皆さんの各世帯へお届けする予定です。保存版としてご利用ください。

なお、合併情報に関しては能代市二ツ井町合併協議会のホームページ上でも、ご覧になれますので、ご利用ください。
アドレス
<http://www.shirakami.or.jp/~n-shinshi/>

4月第1回目の発行に向けて、「広報のしろ」新市合併特集号の準備作業を進めています。